

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北島町は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県北島町長

## 公表日

令和7年11月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等の対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合に厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定</li> <li>2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所)</li> <li>3. 照会申請による予防接種履歴の照会</li> <li>4. 交付申請による転入者・予診票を紛失者への予診票配布</li> <li>5. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</li> <li>6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</li> </ol> <p>・令和6年9月30日時点で本町が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。          ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本町の領域において保管する。          ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、町はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。</p> <p>番号法第19条第8号に基づいて、本町は、予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p> <p>&lt;予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務&gt;</p> <p>・本町は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。          ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。          ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。          ・本町は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル 宛名情報ファイル 予防接種記録情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」、「予防接種法による給付の支給に関する事務」及び「予防接種法による実費の徴収に関する事務」が含まれる項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 子育て支援課
②所属長の役職名	健康保険課長 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9805 子育て支援課 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1 088-698-8909
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</span>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	北島町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hubを経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年4月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「請求先」	総務課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9801	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月30日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月30日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条7号、別表第二の17、18、19の項、並びに予防接種法施行規則第10条等	①番号法第19条7号、別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ②別表第二省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 第59条の2	事後	
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の記録・報告、実費徴収等の事務を行う。</p> <p>番号法 別表第一 10の項            予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防接種の実施</li> <li>2. 予防接種の実施の指示</li> <li>3. 予防接種の実施に必要な協力</li> <li>4. 給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li> <li>5. 給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答</li> <li>6. 実費の徴収</li> </ol>	<p>予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等の対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合に厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定</li> <li>2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所)</li> <li>3. 照会申請による予防接種履歴の照会</li> <li>4. 交付申請による転入者・予診票を紛失者への予診票配布</li> <li>5. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</li> </ol>	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条7号、別表第二	①番号法第19条8号、別表第2	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健相談センター	健康保険課 子育て支援課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	保健相談センター 所長	健康保険課長 子育て支援課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 「連絡先」	保健相談センター 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1 088-698-8909	健康保険課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9805 子育て支援課 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1 088-698-8909	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年1月20日	I.1.②事務の概要		番号法別表第2に基づいて、本町は、予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。	事前	
令和5年1月20日	I.1.③システムの名称	保健総合システム 統合宛名システム 中間サーバー	保健総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム	事前	
令和5年1月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年1月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第2	番号法第19条第8号	事前	番号法の一部改正等
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	番号法第9条第1項 別表の14の項	事前	番号法の一部改正等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 【別表第2における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」、「予防接種法による給付の支給に関する事務」及び「予防接種法による実費の徴収に関する事務」が含まれる項	事前	番号法の一部改正等
令和6年11月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である]  判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	新様式への移行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である]  判断の根拠 北島町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	新様式への移行
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		特定個人情報ファイルを扱う事務に「6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を追加。 <予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務>の概要を追記。	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	保健総合システムファイル 宛名情報ファイル	健康管理システムファイル 宛名情報ファイル 予防接種記録情報	事前	
令和7年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事前	時点修正
令和7年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置>の内容を追記	事後	